

令和4年第5回芳賀町教育委員会会議録

- 1 期 日 令和4年5月13日(金)
- 2 場 所 芳賀町役場教育委員会室
- 3 開 会 午後1時53分
- 4 出席委員 教 育 長 古壕 秀一
教育長職務代理者 沼能 寿之
委 員 黒崎 厚央
委 員 塩野 由子
委 員 山口 友也
- 5 出席職員 学校教育課長 小林 芳浩
生涯学習課長 高津 健司
学校教育課指導主事 松本 薫
- 6 書 記 学校教育課課長補佐兼係長 野沢 幸代
- 7 議 題
議案第20号 令和4年度準要保護児童の認定について
議案第21号 区域外就学について
議案第22号 芳賀町スポーツ協会補助金交付要綱の制定について

8 議事の内容

発言者	内 容
古壕教育長	<p>只今の出席委員は、4人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これから令和4年第5回芳賀町教育委員会会議を開会します。</p> <p>会期の決定を行います。会期は本日1日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従って会期は、本日1日と決定しました。</p> <p>芳賀町教育委員会会議規則第20条の規定により、前回会議録の承認を行います。</p> <p>先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従って前回の会議録は、承認されました。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は会議規則第21条の規定により、塩野由子委員にお願いします。</p> <p>教育長事務報告を行います。</p> <p><資料に基づき下記の事項について概要報告を行った。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回教科用図書芳賀採択地区協議会について ・芳賀市町教育長会議について ・芳賀町小中学校長会定例会について ・学校事故について
古壕教育長	<p>これから議事に入りますが、議案第20号及び第21号については個人情報が含まれているため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開としてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第20号 令和4年度準要保護児童の認定についての件を議題といたします。</p>
	<p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</p>
古壕教育長	<p>続いて議案第21号 区域外就学についての件を議題とします。</p>

発言者	内 容
	<p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条第7項の規定に基づき非公開</p>
古壕教育長	<p>議案第22号 芳賀町スポーツ協会補助金交付要綱の制定についての件を議題とします。</p>
野沢書記	<p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p>
古壕教育長	<p>(議案朗読)</p>
古壕教育長	<p>提案理由の説明をお願いします。</p>
高津課長	<p>令和2年7月に町体育協会の名称がスポーツ協会に変更となりました。芳賀町体育協会補助金交付要領をスポーツ協会に名称変更をしようとしたところ、交付要領が平成22年に決裁で制定していたことがわかりました。現在、例規の制定は決裁を廃止し、告示方式で制定しているため、これまでの交付要領を廃止し、交付要綱を制定することになりました。今回教育委員会に提出した芳賀町スポーツ協会補助金交付要綱が制定及び公布された後に、芳賀町体育協会交付要領を廃止する予定です。</p>
古壕教育長	<p>単なる名称変更ではないということですね。</p>
黒崎委員	<p>委員の皆様からご質問はありますか。</p>
黒崎委員	<p>要綱は規則で定められていないものを補うものですが、要綱の第6条以降は補助金交付規則でも定められているのではないのでしょうか。</p>
小林課長	<p>規則では交付に係る規定が細かく定められています。町では要綱を定める時には規則と同様の内容を定める流れになっています。</p>
黒崎委員	<p>要領から要綱に変更して制定するにあたり、内容に大きな変更はないのでしょうか。</p>
古壕教育長	<p>要領の1条の趣旨と2条の目的をまとめ、要綱では1条、趣旨としています。</p>
古壕教育長	<p>また、町の要綱は規則と同様の内容を規定していますが、この要綱だけ変えてしまうと、他の要綱との整合が取れなくなってしまうのだと思います。</p>
古壕教育長	<p>他にご質問はありますか。</p>
委員全員	<p>(質問なし)</p>
古壕教育長	<p>それでは22号 芳賀町スポーツ協会補助金交付要綱の制定についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p>
古壕教育長	<p>議案第22号 芳賀町スポーツ協会補助金交付要綱についての件は、原案のとおり可決されました。</p>

発言者	内 容
古壕教育長	以上をもちまして、本日の教育委員会を閉じたいと思います。次回は、6月24日午後1時30分からです。

9 閉 会